

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び59年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立期間 : ① 昭和40年12月から52年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和59年1月から同年3月まで
④ 昭和59年7月から60年3月まで

私は、当時、兄の経営する店を手伝っており、昭和61年1月に結婚するまでの国民年金保険料は、兄が納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人は、申立人の兄が国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立人は昭和57年に実家を出て申立人の夫と暮らし始めたとしているものの、61年に結婚するまでは住所変更手続きを行っていないことから、納付書は兄の住む実家に送られていたものと考えられるところ、社会保険庁のオンライン記録により、昭和60年8月5日に納付書が発行されていることが確認できる。この納付書は、申立期間④に係るものであると推認されるが、それ以前の3か月（昭和59年4月から6月）が過年度納付されていることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとする兄が、納付書を受け取りながら申立期間④の9か月を未納のままにしていたとするのは不自然である。

また、申立期間②及び③についても、それぞれ未納期間が3か月と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料が納付されていることから、兄が当該申立期間を未納のままにしていたとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、

国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 53 年 4 月 27 日であることが確認できるが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の兄は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況等について確認することができず、兄が当該申立期間における国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、A農協の組合員勘定で夫の保険料と一緒に納付していた。昭和39年度は夫婦で12か月分ずつ納付した領収書があるのに未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と比較的短期間である上、国民年金加入期間について、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和39年度の領収書を所持しており、それを見ると、B町が申立人に対し1,800円（月額150円）として請求すべきところを誤って1,200円（月額100円）で請求し、誤った金額を納付させていることが確認できる。しかし、申立人は、37年度の領収書も所持しており、それを見ると同じく誤った金額（1,200円）で請求され、誤った金額を納付していることが確認できるが、その不足分（600円）をB町が発行した納付書により昭和38年4月9日に納付していることが確認できることから、申立期間についても、B町が申立人に対して不足分の納付書を発行し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年3月までの期間及び60年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から59年3月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで

昭和55年11月に厚生年金保険の資格を喪失した後しばらくして、A市の嘱託であった町内の男性が自宅へ来て「国民年金保険料が納付されていませんよ」と初めて未納の督促を受けたので、その後は国民年金保険料を金融機関で納付するようになった。

昭和56年から63年ころまでは、B市で店を営んでおり、商売も順調な時期で国民年金の納付に困るような状態ではなく、それ以前の申立期間についても納付していたと記憶している。

納付は全て妻が行っており、納付場所は、郵便局か、金融機関で納付した。また、はっきりした記憶ではないが納付金額は7,000円から9,000円くらいだったと記憶している。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の申立期間①以前の厚生年金保険の加入記録（昭和53年5月20日から同年11月21日までの期間及び54年4月1日から55年11月30日までの期間）が、平成10年6月1日に記録統合されていることが確認できることから、それ以前には国民年金と厚生年金保険の切替手続は行われていなかったと考えられるところ、申立人は、昭和50年4月から未納とされていることから、55年11月に厚生年金保険の資格喪失後に初めて未納の督促を受けたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻が夫婦

二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録を見ると、申立人の妻も申立期間①及び②を含む昭和51年12月から平成元年3月までの国民年金保険料が未納とされており、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和58年10月3日まではA市に住んでいたが、申立人の妻は、同市に住んでいた時の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いとしている。一方、申立人は58年10月4日からはB市に住んでおり、申立人の妻は、「B市に転居後は、ほかの支払いと一緒に国民年金保険料を納付書で郵便局、C銀行及びD信用金庫で納付した。」と述べているが、納付時期についての記憶が曖昧であり、また、申立期間当時の国民年金保険料額を「月額7,000円から9,000円くらいであった。」と述べているが、申立期間①及び②当時の国民年金保険料額（月額3,770円から7,400円）と相違している。

加えて、申立期間①及び②は通算77か月と長期間であり、申立人には、当該期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年1月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和46年12月に、夫が特例納付で納めたときに、私の分も一緒に特例納付で納めたはずである。特例納付は、夫がA信用金庫本店で約33,000円を納付したと記憶しているので、申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、昭和46年12月に、申立人の夫が特例納付により一緒に納付してくれたと主張しているが、申立人の夫は、その時点で36年4月から41年3月までの保険料を納付しているのが確認できるものの、申立人は、申立期間直前の36年4月から37年3月までの国民年金保険料を、55年6月25日に特例納付していることが確認できる上、特例納付は「先に経過した月の分から順次行うもの」とされていることから、申立期間の保険料のみを夫の分と一緒に特例納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の夫が特例納付したとする金額（約33,000円）は、申立期間における実際の特例納付金額（26,100円）と相違しており、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、夫の厚生年金保険の資格喪失記録及び特例納付記録から、昭和46年11月から同年12月の間に払い出されたものと推認できるが、その時点では、申立人は60歳到達まで国民年金保

険料を納付すれば受給要件を満たすのに対し、夫は特例納付をしなければ受給要件を満たさないことから、申立人夫婦の状況は異なっていたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月6日から同年9月21日まで

調理師を目指し、中学校を卒業した昭和49年3月17日からA社に調理見習いとして働き始め、同年4月からは定時制高校に通いながら働いた。同年5月6日には正式採用となり、同年9月21日まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、正式採用となった以降の申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であった。

当時は保険証を使用し、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る供述及び当時の上司の証言により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、連絡の取れた元従業員3人は、申立人については記憶に無いと回答しており、当該上司からも、申立人が正社員となった時期及び退職した時期に係る証言は得られなかった。また、当該事業所では、申立人に係る当時の人事関係資料は保存していないとしている上、当時の事務担当者（常務）は既に死亡しており、このほかに申立人の実際の勤務期間及び勤務実態について確認できる関係資料や証言は得られなかった。

また、当時の事業主の妻は、「当時、厚生年金保険の適用については、夫である社長と常務とで話し合いを行っており、試用期間を設けて、人柄を見極めることは行っていたかもしれない。」と証言しており、申立人とほぼ同年齢の同僚も「（自分の場合も、）人物を見極めるための試用期間としてはあったと思う。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、

入社後数か月の試用期間を設けていたものと推認され、申立人の実際の勤務期間について上司も同僚も記憶していない状況を踏まえれば、申立人が試用期間中に退職した可能性を否定できない。

さらに、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から44年3月31日まで
募集広告を見て、昭和42年12月にA社に正社員として採用され、44年3月末まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であった。
社員寮にも入寮していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司の証言及び申立人の雇用保険の加入記録（昭和42年12月12日取得～43年4月27日離職）から、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人には別の事業所において昭和42年10月27日（取得）から同年12月13日（喪失）までの厚生年金保険の加入記録が存在している上、申立人に係る戸籍等の記録によれば、43年6月3日付けでB町に婚姻届を提出し、その後、同年7月7日にC市に転出し、44年1月26日付けで長男の出生届をC市に提出していることが確認できることから、申立人は、雇用保険の加入記録のある期間（昭和42年12月12日～43年4月27日）にのみ同社に勤務していたものと推認される。

また、A社からは、「保存している（厚生年金保険加入者に係る）社会保険台帳について、昭和32年から平成13年まで確認したが、申立人の名前は見当たらなかった。」との回答を得るとともに、「（当社には、社会保険台帳とは別に、）昭和44年からの雇用保険台帳が残されているが、そこには「パート・短期」と書かれており、44年から47年までに500人くらいの名前が記載されている。これらの者は正社員とは別に、雇用保険の加入のみで勤務し

ていたものと考えられる。」との証言を得たことから、同社から当該雇用保険台帳に記載されていた元従業員（7人）の氏名について提供を受け確認したところ、提供のあった元従業員の全員について、同社における厚生年金保険の加入記録が存在していなかった。当該元従業員のうち連絡の取れた者は、「昭和44年11月ころから45年3月ころまで、知人の紹介で勤務したと思う。妻帯者用の寮で生活をしていた。健康保険料と厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」との証言を得ており、また、厚生年金保険の加入記録のある複数の元従業員からも「当時、季節雇用等の短期雇用者が多数働いていた。」との証言を得ていることから、当時、同社では、雇用保険だけに加入して勤務していた従業員が存在しており、短期雇用者については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられ、申立人の勤務期間が昭和42年12月12日から43年4月27日までの期間であることを踏まえれば、申立人は、同社において短期雇用者として勤務し、厚生年金保険に加入しない取扱いとされていたものと推認される。

さらに、元上司からは申立人が正社員であった旨の証言は得られず、申立人が記憶している同僚3人は居所が不明等のため連絡が取れない上、連絡の取れた元従業員からは、申立人を記憶している旨の回答が得られなかった。また、A社は、「当時の人事関係の資料には申立人の名前は確認できない。」としており、申立人が、勤務期間において厚生年金保険に加入する取扱いとされていたことを裏付ける関連資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月2日から50年11月14日まで

昭和47年1月2日にA社を設立し、代表者として社会保険事務所に適用事業所の加入の手続きを行い厚生年金保険に加入した記憶がある。

社会保険庁の記録では、株式会社後の昭和50年11月14日からB社として適用事業所になっており、同日から厚生年金保険に加入しているとの回答であったが、A社の設立の際に間違い無く手続きしており、申立期間について厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の当初の昭和47年1月に従業員一人の法人事業所として、厚生年金保険の任意包括適用を受けたと主張しているが、当時の認可基準（「従業員五人未満の事業所等に使用される者に係る健康保険の適用について」（昭和38年7月25日保発第23号）等によれば、「申請時に1年以上の事業実績があること。過去1年間において公租公課の滞納が無いこと。事務員の常用雇用者がいること。」等と規定されており、当時、A社は認可基準を満たしていないものと推認できる。

また、商業登記簿から、申立人は、申立期間にA社の代表者であることは確認できるものの、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、当該事業所は、昭和50年11月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、従業員二人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和50年11月14日であることが確認でき、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料

及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から51年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社で勤務していた期間の途中の期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和41年に当該事業所の前身であるB社に入社し、申立期間についても継続して勤務しており、平成2年1月8日付でA社より勤続25年の表彰を受けた表彰状もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の勤続25年表彰状(写)、並びにA社の事業主(申立期間当時は専務取締役)及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においても同社で継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、自らは経理担当者として勤務しており、社会保険事務の担当者は別の同僚(故人)であったと主張しているが、複数の同僚は、「(申立人が挙げた当該同僚については、)取引先関係の事務で帳簿、売上、請求書の事務を担当していた。」と証言している上、申立人については、「社長の妻と共に給与計算及び社会保険事務を担当していた。」、「3人で総務・経理関係の事務を行っており、申立人は、給与計算、社会保険事務を担当していた。」と証言しており、このほかに申立人の業務内容に係る主張を裏付ける証言は得られていないことから、申立期間当時、申立人も社会保険事務に携わっていたものと推認される。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票の整理番号には欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の申立期間

に係る加入記録が欠落したとは考え難い上、A社において社会保険事務に携わっていた申立人が、長期の申立期間（昭和45年10月から51年2月までの65か月）において事業主から、少なくとも4回は届け出られているものと考えられる健康保険厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届において、自らに係る届出が無かったことを認識していなかったとは考え難い。

さらに、社会保険庁の管理するオンライン記録及び複数の同僚の証言から、A社では、申立人のほかに、勤務期間の途中において厚生年金保険に未加入となっている期間がある被保険者が2人存在していることが確認できるところ、このうち1人については、申立人と同様に、未加入となっている期間が長期間（約55月）である上、申立人の雇用保険の資格取得日が、申立人が再び厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和55年3月1日）と同時期（1か月後の昭和55年4月1日）であり、申立期間中に雇用保険の加入記録が確認できないことを踏まえれば、申立期間当時、事業主が何らかの意図をもって、継続して勤務していた申立人について、いったん被保険者資格を喪失させた後に、再び被保険者資格を取得させたものとするのが自然であり、未加入となっている期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。